

# ひろさき応援寄附金

## 協力事業者及び返礼品等基準

### 1. 目的

この基準は、ふるさと納税（寄附金）制度により、当市に寄附をいただいた方に対する返礼品と、これを取り扱う事業者の要件等を定めることにより、ひろさき応援寄附金の推進と地元特産品のPR、並びに当市の魅力発信を図ることを目的とする。

### 2. 協力事業者の要件

ふるさと納税の返礼品に物品及びサービス等（以下「地場産品等」という。）を提供できる事業者（以下「協力事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、以下の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 各法令を遵守し、生産、加工、製造、販売等を行っていること。
- (2) 当市に本社（本店）、主たる事業所又は返礼品の加工・製造等に係る拠点を有する法人、団体又は個人事業者であること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 弘前市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

### 3. 返礼品の要件

- (1) 返礼品として取り扱うことができる地場産品等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
  - ア 市の魅力をPRし、市の産業振興や観光振興等に寄与するものであること。
  - イ 協力事業者が生産、販売又は提供しているものであること。
  - ウ 品質や数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定、期間限定品などの場合は、提供期間内で安定供給ができるものとするが、数量限定品として市が認めた場合はこの限りではない。
  - エ 常時、一定以上の品質を維持できるものであること。
  - オ 物品の場合、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
    - ① 市内で生産された農林水産物
    - ② 市内で製造または加工されている商品
    - ③ 市内で生産された農林水産物を主原料とした商品
    - ④ 協力事業者が製造・開発したオリジナル商品等
  - カ サービスの場合、原則、市内で提供できるものであること。
  - キ 飲食物については、一定期間の賞味期限が保証されているものであること。
  - ク 危険、汚損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。
  - ケ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法規を遵守し、違反していないものであること。
  - コ 業界での製造基準、表示基準等を満たしているものであること。

- サ 販売上の各種保険に加入しているものであること。
- シ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。
- ス 公序良俗に反しないものであること。

(2) 寄附金額に対する返礼品の価格は下表のとおりとする。なお、返礼品の価格には消費税と梱包代を含むものとする。また、市は、返礼品の負担額と送料を負担する。

	寄附金額区分	返礼品の価格上限 (税込、梱包代込) ※送料は含まず。	市の返礼品負担額上限
1	10,000円	2,800円	2,800円
2	20,000円	5,800円	5,800円
3	30,000円	8,800円	8,800円
4	50,000円	14,800円	14,800円
5	70,000円	20,800円	20,800円
6	100,000円	29,800円	29,800円

※返礼品の価格上限について、国の基準は寄附金額の3割以内であるが、「石垣普請応援コース」特典の芳名板掲載に係る費用(200円)を減額した額を上限とする。

※返礼品の内容は「単品」「詰め合わせ」のどちらでも可とする。

#### 4. ふるさと納税業務の一部委託

- (1) 市が行うふるさと納税業務において、業務の効率化及び寄附者のサービス向上を図るため、次に掲げる業務を委託する。
- ア 寄附者への返礼品の発注及び発送管理に係る業務
  - イ 新たな返礼品の企画及び協力事業者等との調整に係る業務
- (2) 委託事業者

株式会社 J T B ふるさと開発事業部

住 所：大阪市中央区南本町2-6-12 サンマリオンNBFタワー11階

TEL：06-6120-9120

- (3) 協力事業者は、委託事業者と返礼品の供給等に係る契約を取り交わすものとする。

#### 5. その他

- (1) この基準のほか、令和元年6月1日から適用の「ふるさと納税に係る指定制度」に伴う基準等を定めた総務省告示第179号、平成31年4月1日付け総税市第17号により総務省自治税務局市町村税課長より通知のあった「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及びQ&A等を踏まえ、適正に判断するものとする。
- (2) この基準は、令和元年6月1日から適用する。